

## 災害等情報（詳報）

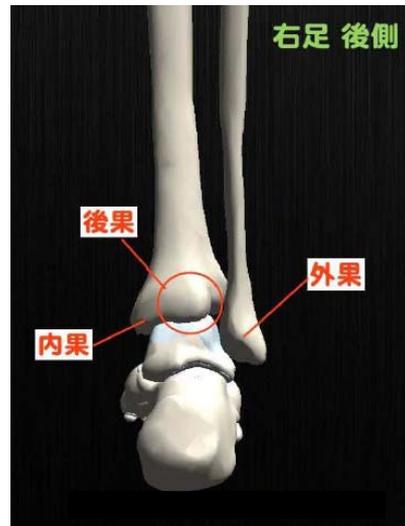
鉱種：金属	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類：坑外・転倒	発生日時： 平成29年1月20日（金） 7時55分	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 33歳、作業員、請負、勤続年数及び担当職務経験年数6ヶ月						
罹災程度：右足関節外果骨折（「がいか」又は「そとくるぶし」） 右足後果骨折（「こうか」又は「うしろくるぶし」） （休業日数：72日）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>罹災者は、午前7時50分頃に勤務を終え徒歩で現場事務所に戻ったが、アスファルト道路の坂道（勾配約10°）を下る途中に左足が凍結面に乗って滑り、右足で踏ん張ったが耐えきれず、右足の上に尻餅をついて転倒した。</p> <p>道路には凍結防止のため常時融雪水を散水していたが、気温が氷点下7℃程度まで下がり流水量が少ない箇所は凍結していた。罹災者は滑りにくい保安ゴム長靴を履いていたが、保安日誌を右手に持って歩いていた。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>○路面の凍結防止のため融雪水を散水していたが水量が少ない箇所が凍結していた。 ○路面凍結による転倒をリスクとして抽出しておらず危険性の特定が不十分だった。 ○冬期間の歩行ルートが不明確であった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>○融雪水の配管を増設し、融雪水量を増加した。 ○災害発生現場の安全な歩行領域を表示し、手すりを設置した。 ○屋外作業員等にスパイク付長靴を貸与した。 ○工場内の凍結箇所を抽出し注意表示するとともに、鉱山労働者へ周知した。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○転倒の恐れがあるところには手すり等の必要な保安設備を設けましょう。</p> <p>○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。</p> <p>&lt;鉱山保安法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）</li> </ul> <p>&lt;労働安全衛生法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路に関する安全基準（労働安全衛生規則第540条第1項）</li> </ul>						
<p><b>【お問い合わせ先】</b></p> <p>中部近畿産業保安監督部 鉱山保安課 松岡 竹村 電話番号：052-951-2561</p>						



転倒箇所



罹災時の状況(再現)



骨折箇所